

松阪市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日

松阪市教育委員会告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 松阪市立小中学校閉校記念事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、松阪市立学校設置条例（平成 17 年松阪市条例第 237 号）に定める小学校又は中学校が閉校するに当たり実施する記念事業に係る経費の一部を補助することにより、学校の歴史の保存及び記念行事等の活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付対象者は、当該学校の閉校記念事業を行うことを目的に組織された閉校記念事業実行委員会等の組織体（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実行委員会が実施する閉校記念事業に要する経費とし、食糧費、慶弔費、懇親会費、交際費その他公益的事業に直結しない経費については、補助対象外とする。

(交付額)

第 5 条 補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付申請は、実行委員会の長（以下「委員長」という。）が行うものとし、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（添付様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（添付様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付が適当と認めるときは、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により委員長に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成

するために必要な条件を付することができる。

（変更交付申請）

第 8 条 委員長は、補助金の交付決定後の交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号）に、変更内容及び変更理由が確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により委員長に通知しなければならない。

（請求及び交付）

第 9 条 この補助金の交付は、概算払とすることができる。

2 委員長は、概算払を受けようとするときは、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金請求書（様式第 5 号）により市長に概算払請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（実績報告書）

第 10 条 委員長は、補助事業が完了した日から 30 日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（添付様式第 3 号）
- (2) 収支決算書（添付様式第 4 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市立小中学校閉校記念事業補助金額確定通知書（様式第 7 号）により委員長に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市立小中学校閉校記念事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により委員長に通知するものとする。

（終期等）

第 13 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和 10 年 3 月 31 日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

（書類の整備等）

第 14 条 委員長は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（様式第 1 号～第 8 号、添付様式第 1 号～第 4 号：省略）